

営業等	販売業、製造業、サービス業、建設業などの営業所得のほか外交員、ホステス、自由業などの所得。 必要経費：収入を得るために必要な経費に限られます。たとえば、生活費や所得税、市民税・県民税などは該当しません。						
農業	農作物の生産、栽培、家畜、家さんの育成、肥育などによる所得。 必要経費：肥料費、種苗費、農業費、減価償却費、土地改良費など。						
不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸ガレージ、貸地などによる所得。 必要経費：火災保険料、減価償却費、固定資産税、修繕費、借入金利子など。						
配当	株式の配当金や出資の配当金などの所得。総合課税が分離課税か選択できます。						
給与	給料、賃金、賞与などの所得。給与と所得の算出方法は以下(表1)のとおりです。また、所得金額調整控除については以下(表2)のとおりです。						
	(表1) <給与収入金額の合計額>	<給与所得金額>	(表2) 所得金額調整控除				
	① 550,999円までの場合	0円	1. 給与等の収入金額が950万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する給与と所得者の総所得金額を計算する場合、★1の所得金額調整控除額を給与と所得から控除する。 (1)本人が特別障害者に該当する者 (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する者 (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者 ★1 調整控除額＝(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10% (注1)この控除は、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限はない。 2. 給与と所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与と所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、★2の所得金額調整控除額を給与と所得から控除する。 ★2 調整控除額＝給与と所得控除後の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)－10万円 (注2)上記1.の所得金額調整控除の適用がある場合は、その適用後の給与と所得の金額から控除する。				
	② 551,000円から1,618,999円まで	収入金額－550,000円					
	③ 1,619,000円から1,619,999円まで	1,069,000円					
	④ 1,620,000円から1,621,999円まで	1,070,000円					
	⑤ 1,622,000円から1,623,999円まで	1,072,000円					
	⑥ 1,624,000円から1,627,999円まで	1,074,000円					
	⑦ 1,628,000円から1,799,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×2.4＋100,000円					
	⑧ 1,800,000円から3,599,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×2.8－80,000円					
⑨ 3,600,000円から6,599,999円まで	収入金額÷4(千円未満切り捨て)×3.2－440,000円						
⑩ 6,600,000円から8,499,999円まで	収入金額×90%－1,100,000円(円未満切り捨て)						
⑪ 8,500,000円から	収入金額－1,950,000円						
※給与と所得及び公的年金雑所得があり、その合計が10万円を超える場合、所得金額調整控除(表2)も参照。							
雑	【公的年金等】年金や恩給などの所得。所得金額は右表の式で算出します。 65歳以上の方…昭和34年1月1日以前生 65歳未満の方…昭和34年1月2日以後生 ※公的年金等に係る雑所得金額の算出可能な最低所得は0円となります。 計算の結果、算出額が0円を下回る場合、公的年金等に係る雑所得金額は0円です。 【業務】印税・原稿料・講演料 ・ネット個人取引・食料品配達などの副収入 ・シルバー人材センター、工賃などの所得。 【その他】生命保険の年金(個人年金保険)などの業務以外のものによる所得。	年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額			
				公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額			
				1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
		65歳以上 S34.1.1 以前生	3,299,999円まで	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000	
			3,300,000円から4,099,999円まで	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円	
			4,100,000円から7,699,999円まで	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円	
			7,700,000円から9,999,999円まで	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円	
			10,000,000円から	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円	
		65歳未満 S34.1.2 以後生	1,299,999円まで	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円	
			1,300,000円から4,099,999円まで	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円	
4,100,000円から7,699,999円まで	収入金額×0.85－685,000円		収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円			
7,700,000円から9,999,999円まで	収入金額×0.95－1,455,000円		収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円			
10,000,000円から	収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円			
総合課税の譲渡一時	営業権、特許権、車輛、機械器具などの譲渡による所得。(土地や建物など分離課税される資産以外の資産)						
※事業専従者	保険等の満期払戻金、賞金、懸賞当選金、競馬などの払戻金のような一時的な所得。						
※事業専従者	あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳未満を除く)で、あなたの事業に令和5年中に6ヶ月を超える期間従事した方。1人につき配偶者最高86万円、その他の親族最高50万円が控除されます。(配偶者控除、扶養控除を受ける方は除かれます。)						
◆所得から差し引かれる金額							
社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料(健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金、厚生年金、農業者年金保険料など)であなたが令和5年中に支払った金額が控除されます。						
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金(旧第2種共済契約を除く)、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金や個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金で令和5年中に支払った金額が控除されます。						
生命保険料控除	受取人があなたかあなたの配偶者、その他の親族となっている生命保険契約及び介護医療保険契約、個人年金保険契約について、令和5年中にあなたが支払った保険料の金額を、以下の計算式で控除額に算出できます。						
	(新制度)平成24年1月1日以降の締結分		(旧制度)平成23年12月31日以前の締結分				
	一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)それぞれに適用		一般の保険料(生命・個人年金)それぞれに適用				
	支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額			
	12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額			
	12,000円超 32,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円	15,000円超 40,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円			
	32,000円超 56,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円	40,000円超 70,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円			
	56,000円超	一律に28,000円	70,000円超	一律に35,000円			
	一般の保険料(生命・介護医療・個人年金)あわせて最高限度額70,000円		一般の保険料(生命・個人年金)あわせて最高限度額70,000円				
	地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火または津波などを原因とする火災、損壊などによる損害額を補填する契約の保険料や共済掛金について、令和5年中に支払った金額を右表の計算式で控除額に算出できます。	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額		
① 地震保険契約			支払保険料の金額×1/2(25,000円限度)				
② 旧長期損害保険契約			5,000円以下	支払った保険料の金額			
※経過措置でH18.12.31までの契約に限ります。			5,000円超15,000円以下	(支払った保険料の金額)×1/2+2,500円			
			15,000円超	一律に10,000円			
①、②の両方がある場合		①、②のそれぞれの計算した金額の合計額(最高限度25,000円) 一つの保険契約で①②両方の契約に該当する場合、いずれか一つの契約のみを対象					
◆税額から差し引かれる金額							
寄附金税額控除	あなたが福島県共同募金会、日本赤十字社福島県支部及び県・市が条例で定めた施設等に対して寄附をした場合には、寄附金が総所得金額等の30%のどちらか低い方の金額から、2千円を差し引き10%を乗じた額が控除額となります。 また、総務大臣の指定を受けた都道府県・市町村又は特別区に対して寄附をした場合(ふるさと納税など)には、(寄附金額－2千円)×(90%－所得税の限度税率)で算出した額が加算されます。(所得割額の2割が限度です)						